

令和7年度近畿農政局タイルカーペット購入その2（更新作業含む） 仕様書

1. 目的

本業務は近畿農政局企画調整室及び経営・事業支援部担い手育成課・輸出促進課室内のフロアカーペット更新作業及びそれらに付帯する作業を実施するものである。

2. 履行場所 図面①

近畿農政局企画調整室（本館2階）

近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課及び輸出促進課の一部（別館3階）

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）までとする。

ただし、更新作業は令和8年1月17日（土）以降とする。

4. 業務内容等

調達物品：タイルカーペット

（規格・仕様：）パイル：BCFナイロン100%、バックング：塩ビ樹脂+ガラス繊維布
パイル長：3.5mmループパイル、全厚：6.5mm、寸法：500mm*500mm、色：深緑系

（参考商品：）東リGA-100・色：GA1042

作業内容：図面②（本館2階）及び図面③（別館3階）の範囲内のタイルカーペットの更新及び作業に支障となる什器等物品の搬出、搬入。

- ・什器等の搬出前に現状の確認を行い、作業完了後に現状復帰すること。なお、壁固定している什器類等移動できないものについてはその部分以外のタイルカーペット更新を行うこと。
- ・電話機、複合機は受注者が移動、復帰すること。
- ・電話機、複合機以外の配線は、担当者確認の上、撤去もしくはOAフロア下に埋設すること。
- ・既存カーペットの処分は受注者が行うこと。
- ・家具及び段ボール用の番号シールを作成し、事前に担当者へ配布すること。
- ※シールの貼付けは、発注者が行う。
- ※PC、ディスプレイ等の移動は、発注者で行う。
- ・梱包材量等は、受注者の責任において処分すること。

（1）作業実施日及び時間

作業日は令和8年1月17日～3月16日の土曜日及び日曜日（月曜日が祝日の場合はその月曜日可）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、別途発注する「令和7年度近畿農政局事務用テーブル外その2購入」の受注者が更新する机を事前に搬出、本件タイルカーペット更新作業後に事務用テーブル等を搬入することから、作業日については契約後発注者と別途協議のうえ定める。（例：①土曜日午前：机搬出、②土曜日午後：タイルカーペット更新作業、③日曜日：事務用テーブル等搬入）

事前確認作業は、契約締結後から作業可能。作業日程は担当者へ確認すること。また、作業日において作業時間の延長が必要な場合は、監督職員へ申し出の上、了承を得るものとする。

（2）作業実施時間

作業開始時間については発注者と協議の上、開始するものとし、作業時間が17:15分を超える場合は担当者へ申し出のうえ了承を得るものとする。

（3）作業数量

別紙 配置図のとおり

書類等の梱包及び荷解きは原則発注者側で行う。

(4) 現場管理及び現場確認

- ① 受注者は各作業日の作業終了時には現場の整理整頓を行うこと。
- ② 受注者は作業終了時に監督職員に報告し、現場確認を受けること。現場確認の結果、修正を要する箇所が発見された場合には、協議のうえ、速やかに対応すること。

(5) 事故防止等

受注者は本業務の実施に当たっては事故防止に万全の注意を払うこととし、万一、事故等が発生したときは、速やかに監督職員に連絡のうえ、受注者の責任において適切な処理を行うこと。

(6) 秘密の保持

受注者は本業務の実施に当たり、業務遂行上知り得た情報について第三者に漏洩してはならない。

(7) その他

その他、本仕様に定めのない事項等、または業務実施時について疑義が生じた場合には、発注者、受注者間で協議し解決することとする。

5. 環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

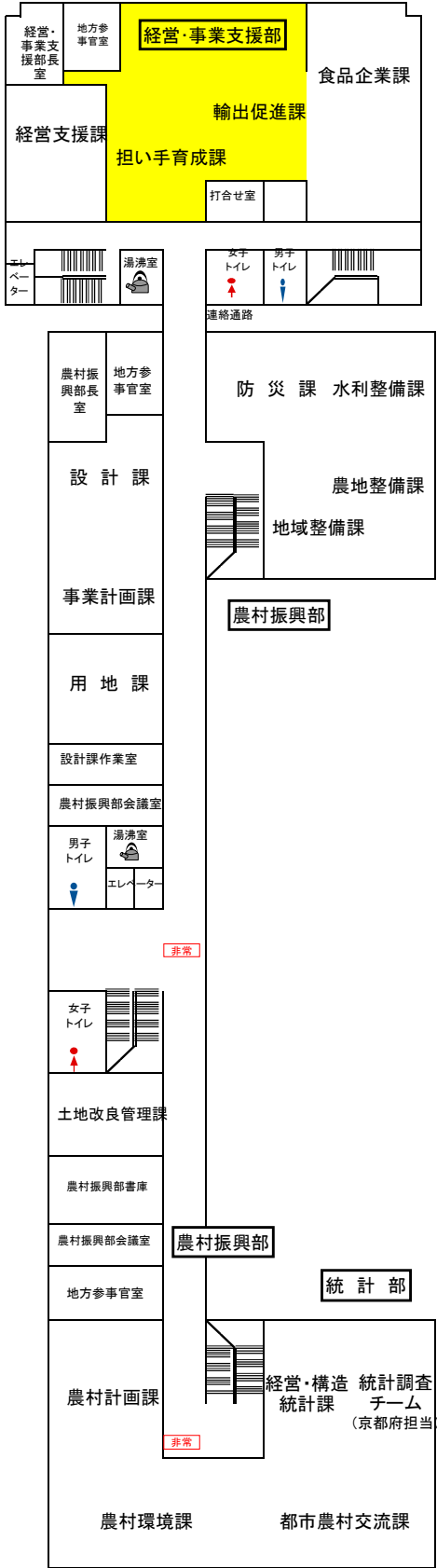
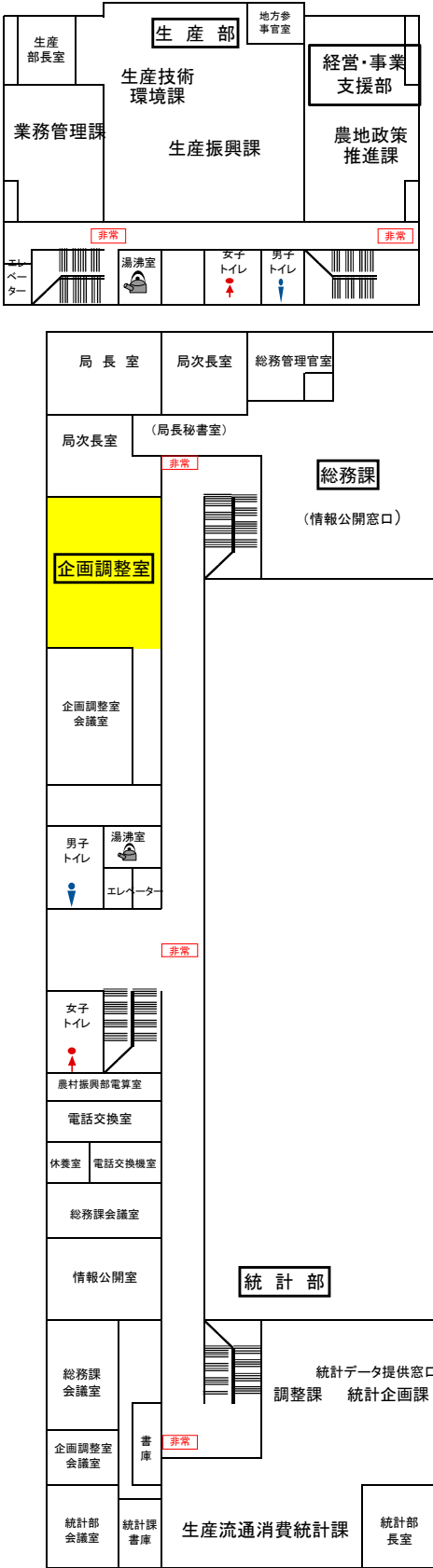
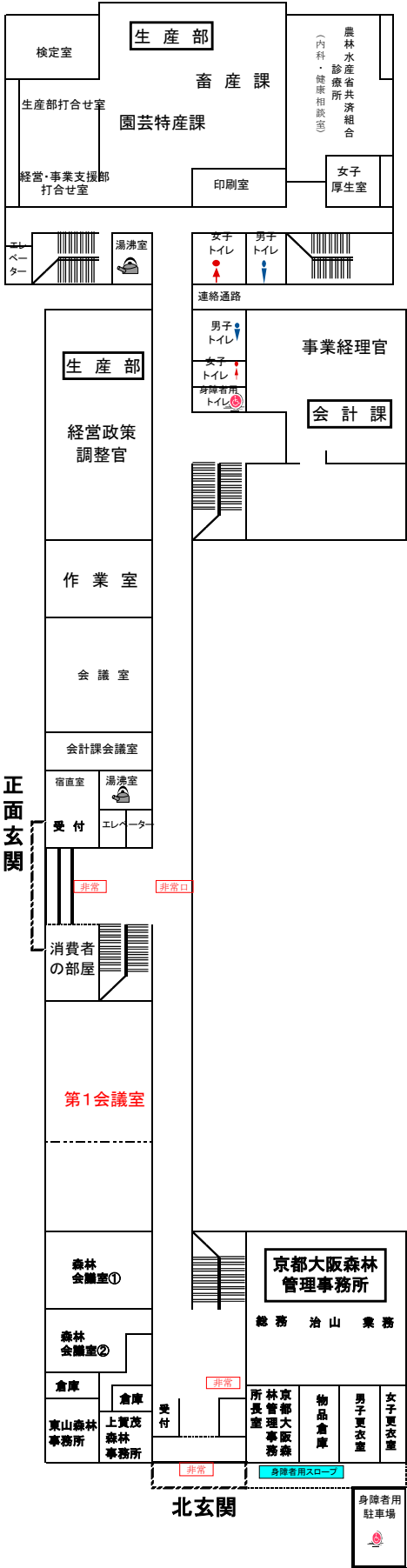
図面①

設置搬出

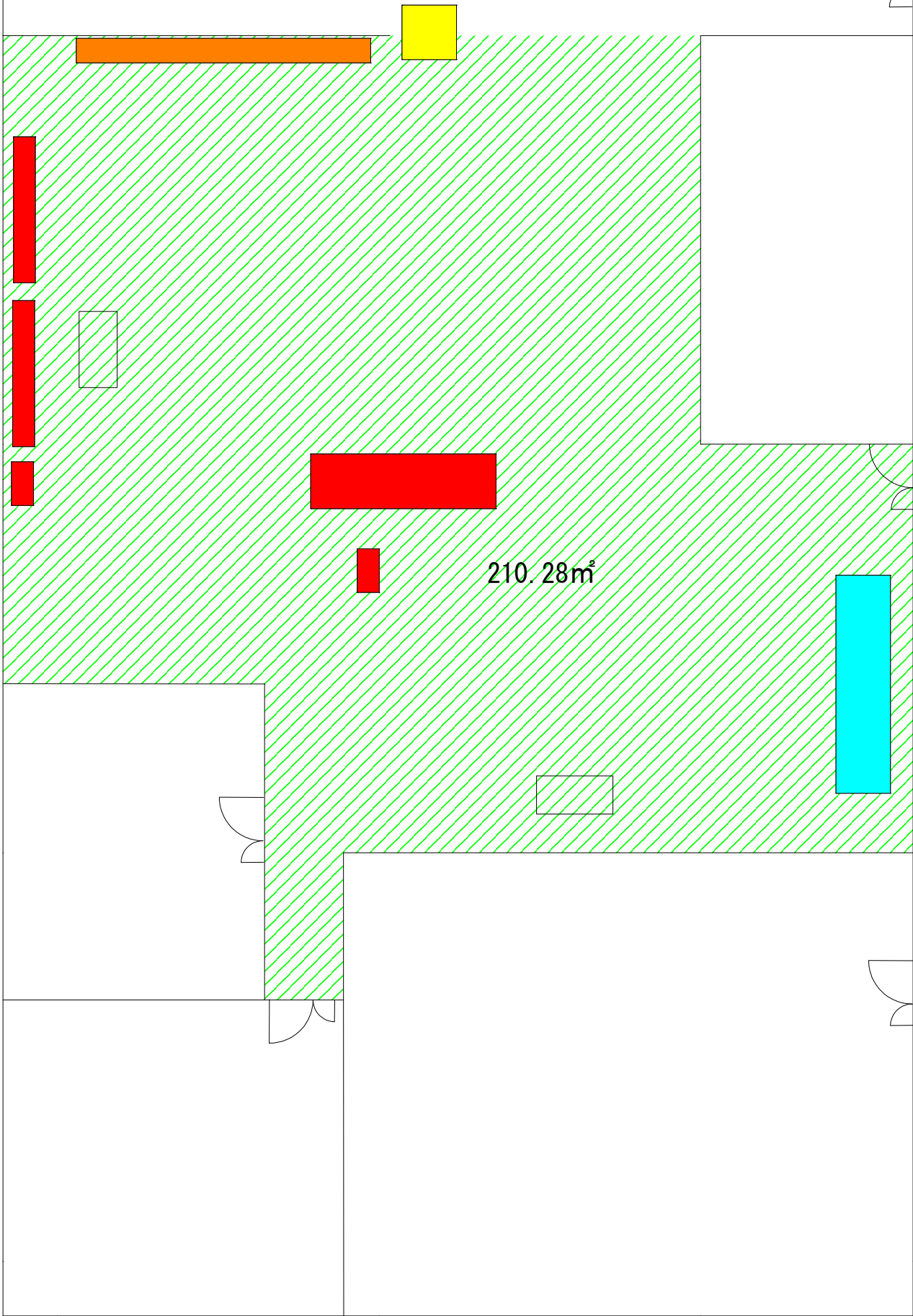
1 階

2 階

3 階



※記載の面積は図上計測での面積



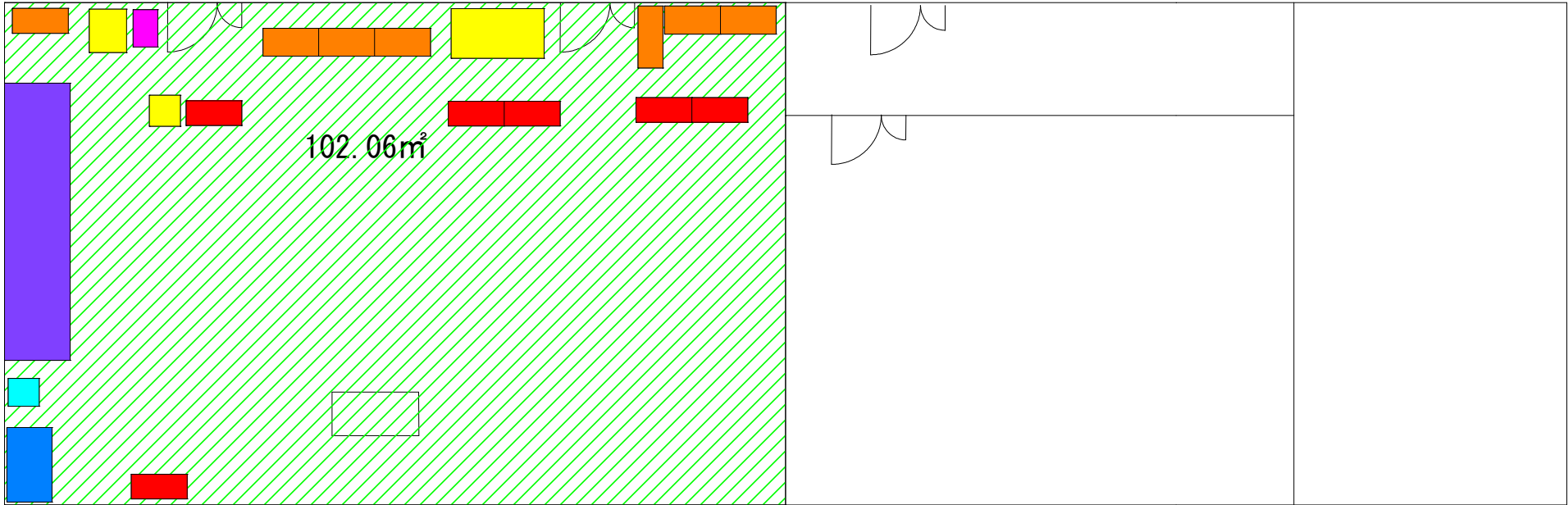
図面②
3階

支障となる物品	
キャビネット（背高）	
キャビネット	
ロッカー・キャビネット	
プリンタ	

工事名	令和7年度近畿農政局 タイルカーペット購入その2
縮尺	1／100
事業所名	近畿農政局

図面③ 2階

支障となる物品	
キャビネット	
キャビネット（背高）	
複合機・シュレッダー	
パソコンデスク	
ワゴン・ラック	
金庫	
移動書庫	



※記載の面積は図上計測での面積

工事名	令和7年度近畿農政局 タイルカーペット購入その2
縮尺	1／100
事業所名	近畿農政局